

国富町告示第7号

令和元年国富町議会第2回定例会を次のとおり招集する

令和元年6月10日

国富町長 中別府尚文

1 期 日 令和元年6月14日

2 場 所 国富町議会議場

○開会日に応招した議員

橋詰賀代子君	山内 千秋君
武田 幹夫君	緒方 良美君
宮田 孝夫君	飯干 富生君
水元 正満君	津江 一秀君
河野 憲次君	福元 義輝君
近藤 智子君	横山 逸男君
渡辺 静男君	

○6月18日に応招した議員

同上

○6月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和元年 第2回 (定例) 国 富 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和元年6月14日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和元年6月14日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 平成30年度国富町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 議案第26号 令和元年度国富町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第5 議案第27号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第29号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第30号 国富町介護保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 平成30年度国富町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 議案第26号 令和元年度国富町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第5 議案第27号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第29号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第30号 国富町介護保険条例の一部を改正する条例について

出席議員 (13名)

1番 橋詰賀代子君	2番 山内 千秋君
3番 武田 幹夫君	4番 緒方 良美君
5番 宮田 孝夫君	6番 飯干 富生君
7番 水元 正満君	8番 津江 一秀君
9番 河野 憲次君	10番 福元 義輝君
11番 近藤 智子君	12番 横山 逸男君
13番 渡辺 静男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中島 達晃君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	中山 隆君
教育長	豊田 暎光君	総務課長	横山 秀樹君
企画政策課長	瀬尾 孝徳君	財政課長	横山 幸寿君
税務課長	斉藤 義見君	町民生活課長	渡辺 勝広君
福祉課長	重山 康浩君	保健介護課長	坂本 浩二君
農林振興課長	中山 秀雄君	農地整備課長	長嶺 善行君
都市建設課長	吉岡 勝則君	上下水道課長	大南 一男君
会計管理者兼会計課長			児玉 和弘君
教育総務課長	大矢 雄二君	社会教育課長	松岡 徳君
学校給食共同調理場所長			福嶋 英人君
監査委員	山口 孝君		

午前9時37分開会

○議長（渡辺 静男君） 皆様、おはようございます。開会が定刻を割り込んでしまいました。

おわび申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年、新しい時代の幕開けでございます。平成は日本に戦争がなかった時代、しかし自然災害が目立った時代でもあります。令和の時代においては平和な時代が続くことを願い、災害もない平穏な時代になることを祈ります。

本町においては、令和元年度に多くの事業が完成いたします。とりわけ国富スマートインターチェンジの開通は、優しくやわらかな新しい風が吹き込む本町躍進の一大チャンスを与えてくれます。まさに国富新時代の幕開けと重なる待ちに待った供用開始であります。対応する具体的な方針、開発構想等は今後になりますが、スピード感のある将来を見据えたオール国富での取り組みが大変重要だと考えます。

議会の動きとしましては、各種研修会等で議会活性化、議員定数や議員報酬、議員のなり手不足が議題となります。議会の役割は、行政の執行が適正かつ効果的に行われているかをチェックする機能と、住民の意思を行政に反映する政策立案機能であります。

その役割を果たすためには、私たち議員の資質向上が前提となります。多くの関係法令や条例、各種料金体系等が理解できてなく戸惑うことも現実だと感じます。

自由討議の活発化や議員研修の充実で情報の共有化を図り、町民の皆様の意見要望に即応できたり、一般質問のさらなる充実のためにまず手始めとして議会主催の勉強会を立ち上げたいと考えます。一步ずつ議会活性化を前進させ、町民の皆様に我々議員の頑張る活動ぶりを評価していただく中で、議員報酬等の課題にもご理解いただけるものと思います。

勉強会の実施につきましては、議員各位のご理解と執行部の皆様のご協力とご指導が不可欠でございます。ご賛同のほうをよろしくお願いを申し上げます。

以上、冒頭の挨拶といたします。

それでは、第2回会定例会には、町長提出議案としまして、報告が1件、補正予算が2件、条例関係が3件の合計6件のほか、一般質問に4名の議員が通告をされております。

なお、議事の進行に当たりましては、効率的な運営ができますよう、議員並びに執行部の皆様にはご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和元年第2回定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しておりますので、令和元年国富町議会第2回定例会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺 静男君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。今期定例会の会議録署名

議員は、国富町議会会議規則第122条の規定により、宮田孝夫君、福元義輝君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（渡辺 静男君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日から6月19日までの6日間にしたいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月19日までの6日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（渡辺 静男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、町長から、報告第1号について、報告をお願いいたします。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、ただいま議題となりました報告第1号についてご報告いたします。

報告第1号「平成30年度国富町一般会計繰越明許費の報告について」は、国の補正予算に伴う小中学校空調設備設置工事のほか、保育所等整備事業費補助金、被災農業者支援事業費補助金、嵐田田尻線法面補修工事、向高須志田線横断暗渠改修工事、小中学校ブロック塀撤去及びフェンス設置工事、道路橋梁災害復旧工事を令和元年度に繰り越して実施するものであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

○議長（渡辺 静男君） 次に、議会諸般の政務については、別紙の報告書のとおりでありますのでご了承ください。

次に、今期定例会に受理した陳情は、会議規則第91条の規定によって、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をすることになりましたので報告します。

日程第4. 議案第26号

日程第5. 議案第27号

日程第6. 議案第28号

日程第7. 議案第29号

日程第8. 議案第30号

○議長（渡辺 静男君） 日程第4、議案第26号から日程第8、議案第30号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、ただ今議題となりました議案第26号から議案第30号までを、一括してご説明いたします。

まず、議案第26号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第2号）について」は、国県の制度事業及び町単独事業の追加補正を行うもので、補正額は3億5,464万円で、補正後の予算規模は88億4,525万5,000円となります。

以下、その主なものについて概要をご説明いたします。

国県の制度事業では、消費税増税の影響緩和対策として予定されているプレミアム付商品券事業の経費を計上するほか、地域農業水利施設ストックマネジメント事業、防災・安全社会資本整備交付金事業、自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業の割当の決定増に伴い、薩摩原地区管水路整備、橋梁整備、大平原地区整備の工事請負費をそれぞれ追加しております。

また、新たに採択された事業として、介護施設等の整備に係る地域医療介護総合確保基金事業費補助金、施設園芸農業機械導入に係る産地パワーアップ事業費補助金、繁殖牛舎等整備に係る畜産競争力強化整備事業費補助金を計上しております。

町の単独事業では、町道萩原川上線と十日町須志田線の道路改良工事費を追加しております。

以上、今回の補正の概要を申し上げましたが、これに充てる財源は、国庫支出金5,970万1,000円、県支出金2億2,476万2,000円、町債3,800万円、地方交付税2,704万1,000円などを見込んでおります。

次に、議案第27号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、被保険者の税負担軽減を図るため国民健康保険税を1億7,927万9,000円減額するほか、保険給付費の増額を行うものであります。補正額は454万5,000円で、補正後の予算規模は27億5,004万5,000円となります。

次に、議案第28号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票管理者等の報酬の改定を行うものであります。

次に、議案第29号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険税の算定基礎となる課税所得金額、固定資産税額、被保険者数及び世帯数の確定に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「国富町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化として第1段階の軽減割合を増加する

とともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までの対象者に拡大するため、関係条文の改正を行うものであります。

以上、概要をご説明いたしました。補足説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明いたさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡辺 静男君） 補足説明を求めます。横山財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） それでは、議案第26号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第2号）」につきまして補足説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。1ページの第1条におきまして、今回の補正額は3億5,464万円を追加するものであります。第2条の地方債の補正については、5ページに掲載しております。

それでは、5ページをお願いいたします。第2表地方債補正については、国庫補助事業等の割当増額に伴う町債の補正でありまして、農業基盤整備事業については薩摩原管水路工事の財源として、次の道路橋梁整備事業については橋梁補修工事の財源として、最後の急傾斜地崩壊対策事業については、大平原地区急傾斜地崩壊対策工事の財源として、それぞれ町債を追加するものです。

それでは、事項別明細書の歳入15ページをお願いいたします。

まず初めに、10款地方交付税は、今回の補正予算に要します一般財源の必要額を計上しております。

14款国庫支出金、国庫補助金の4目土木費補助金の防災安全社会資本整備交付金については、橋梁補修事業の割当の決定に伴い補助金を追加しております。

次の、6目商工費補助金のプレミアム付商品券事業費補助金及び事務費補助金については、10月に予定される消費税増税の影響緩和対策として実施予定のプレミアム付商品券事業に係る補助金を計上しております。

16ページをお願いいたします。16ページ、1行目になりますけれども、15款県支出金、県補助金の2目民生費補助金の地域医療介護総合確保基金事業交付金については、申請していた認知症高齢者グループホーム等の地域密着型介護サービス施設の整備について県から事業採択の内示がありましたので、その補助金を計上しております。

4目農林水産業費補助金の産地パワーアップ事業費補助金については、国庫補助事業として採択された施設園芸農家の農業機械導入に係る補助金を計上しております。歳出でも同額を計上しております。

次の、畜産競争力強化整備事業費補助金は、同じく国庫補助事業として採択された繁殖牛舎等整備に係る補助金を計上しております。歳出でも同額を計上しております。

次の、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金は、薩摩原地区管水路整備事業の割当の決定に伴い補助金を追加しております。

6目土木費補助金の自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業費補助金は、大平原地区急傾斜地崩壊対策事業の割当の決定に伴い、補助金を追加しております。

20款諸収入の雑入のコミュニティ助成事業費補助金については、一般財団法人自治総合センターが運営するコミュニティ助成事業に木脇馬場地区の公民館備品購入費等が採択されましたので、交付決定額を計上しております。

21款町債については、先ほど地方債で説明したとおりであります、それぞれ地域農業水利施設ストックマネジメント事業、橋梁補修事業、県単急傾斜地崩壊対策事業に係る町債を補正しております。

次に、歳出であります、歳入で説明したものについては説明を省略させていただきます。

20ページからお願いいたします。20ページの1行目になりますけれども、5款農林水産業費4目園芸振興費の施設園芸ハウス建設支援事業費補助金については、施設園芸のハウス建設に係る町単独の補助金ですが、当初の予定を上回る要望があり、補助金を追加するものであります。

6款商工費の13節委託料のプレミアム付商品券事業支援システム構築委託料は、同事業を円滑に進めるために必要なシステムの構築費用であります。また、次の補助金についても、同事業を円滑に進めるための実行委員会運営の補助金であります。

7款土木費、道路橋梁費の3目道路新設改良費の町単道路改良工事は、町道萩原川上線と十日町須志田線の道路改良に係る工事請負費を追加しております。

次の、4目橋梁維持費の橋梁補修工事については、箇所表を議会資料に掲載しております。森永橋の補修を追加しております。

最後に、21ページ、9款教育費の1項教育総務費の本庄高校魅力化推進補助金については、本庄高校が学校PRのためにパンフレットの作成を計画しており、その費用の一部を助成するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（渡辺 静男君） ほかにありませんか。斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 義見君） それでは、議案第29号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」補足説明をいたします。

お手元の資料の4ページ、新旧対照表をお願いしたいと思います。

国民健康保険税は、基礎課税分、医療費に当たるものですが、それと後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の3つで構成されております。今年度の税率につきましては、県が算定した納付金を確保できる税率としておりますが、基礎課税分につきましては、基金繰入により被保

険者の税負担を軽減し決定しております。

それでは、4 ページのまず第3条をごらんください。まず、第3条は基礎課税分のうち、前年度の所得金額に応じて課税される所得割の改正となります。

次に、第4条は、本年度の固定資産税額に応じて課税される資産割額の改正となります。

次に、第5条は、世帯の被保険者数に応じて課税される被保険者均等割額の改正となります。5 ページをお願いいたします。

5 ページ、第5条の2、これにつきましては1世帯当たりに課税される世帯別平等割額の改正となります。基礎課税分、医療に当たるものにつきましては、医療費が前年と比べて増加しておりますけれども、被保険者の負担の軽減を図るため税率を前年度と比べまして引き下げております。

次に、その下の第6条は後期高齢者支援金等課税分の所得割、その下の第7条は資産割額、第7条の2は被保険者均等割額となります。

6 ページをごらんください。第7条の3につきましては、世帯別平等割額の改正となります。後期高齢者支援金分等につきましては、前年度より県への納付額が増加していること等により引き上げております。

次に、その下の第8条は、介護納付金課税分の所得割額、第9条につきましては資産割額、第9条の2は被保険者均等割額、第9条の3は世帯別平等割額のそれぞれの改正となります。

介護納付金課税分につきましては、前年度より県の納付額が減少しておりますので、資産割額、均等割額、平等割額につきましては、それぞれ引き下げております。しかし所得割額につきましては、課税所得が減少していますので逆に引き上げております。

7 ページをごらんください。

第23条につきましては、所得金額に応じた国民健康保険税の被保険者均等割額と、世帯別平等割額の軽減についての規定でございます。第1号につきましては、7割軽減の規定でございます。所得金額が33万円を超えない世帯となります。

まず、「ア」及び「イ」につきましては基礎課税額の軽減、「ウ」及び「エ」につきましては後期高齢者支援金等課税額の軽減額、「オ」及び「カ」につきましては介護納付金課税額の軽減額のそれぞれの改正となっております。

続きまして8 ページをごらんください。

次に、第2号につきましては、今度は5割軽減の規定でございます。所得金額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯が対象となります。「ア」及び「イ」につきましては基礎課税額の軽減額、「ウ」及び「エ」は後期高齢者支援金等課税額の軽減額、「オ」及び「カ」は介護納付金課税額の軽減額のそれぞれの改正となっ

ております。

次に、第3号につきましては、2割軽減の規定となります。今度は所得金額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯が対象となります。

9ページをお願いいたします。

8ページの一番下のほうから「ア」になりますけど、「ア」及び「イ」につきましては基礎課税額の軽減額、「ウ」及び「エ」につきましては後期高齢者支援金等の課税額の軽減額、「オ」及び「カ」につきましては介護納付金課税額の軽減額のそれぞれの改正となっております。

基礎課税額、介護納付金課税額につきましては、均等割、平等割、それぞれ税率を引き下げましたので、計減額も前年と比べまして下がっております。後期高齢者支援金等課税額につきましては、均等割、平等割、それぞれの税率を引き上げましたので、軽減額も前年と比べ上がっております。

次の11ページから19ページにかけては、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分のそれぞれの算定基礎を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（渡辺 静男君） ほかにございませんか。——ないようであります。

○議長（渡辺 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。よって、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前10時02分散会
